

仲多度南部消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和5年10月6日

仲多度南部消防組合管理者

仲多度南部消防組合消防本部消防長

仲多度南部消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、仲多度南部消防組合管理者、仲多度南部消防組合消防本部消防長が策定する特定事業主行動計画です。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和9年3月31日までとします。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、継続的に女性職員の活躍を推進するため、総務課が本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行います。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、管理者の機関及び消防の機関において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。

1 採用関係

職員の女性割合（令和5年4月1日現在）

男性職員	女性職員
64人	1人

採用試験受験者の女性割合（3ヶ年）

	男性		女性	
	採用者数	応募者数	採用者数	応募者数
令和2年度	0人	0人	0人	0人
令和3年度	0人	0人	0人	0人
令和4年度	1人	5人	1人	1人

採用関係について把握した結果、女性の職員数は1人であり、直近3ヶ年の採用者及び応募者は1人でした。

採用者の女性割合が課題であると考えられますので、採用関係についての数値目標を設定することとします。

2 継続就業及び仕事と家庭の両立関係

育児休業取得率及び平均取得期間

	育休対象者	育休取得者	育休平均取得期間
令和2年度	3人	0人	— 週間
令和3年度	8人	6人	7 週間
令和4年度	4人	3人	9 週間

男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

	育休対象者
対象者	4人
取得者	4人
平均取得日数	7日

育児休業及び配偶者出産休暇については周知されており、休暇の取得状況も年々向上しています。引き続き、職員が休暇を取得しやすい雰囲気醸成に努めます。

3 長時間勤務関係

職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間（時間外勤務手当支給対象者）

	令和4年度
4月	8時間
5月	7時間
6月	8時間
7月	11時間
8月	12時間
9月	9時間
10月	16時間
11月	9時間
12月	10時間
1月	12時間
2月	7時間
3月	11時間
年間平均	10時間

超過勤務期間については、月によって多少の差はありますが、新型コロナウイルス感染症の関係で半数の月で10時間以上となっています。消防業務という特性上、緊急時の対応や災害時の対応等、超過勤務が避けられない場合もありますが、事務作業の超過勤務時間については、業務の効率化を推進し、短縮に努めます。

上記のとおり分析を行い、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標と取組内容を設定しました。なお最も大きな課題に対応するものから順に掲げています。

目標 1

令和8年度までに、女性消防職員4人以上を採用し、女性消防職員1人の状態を解消します。

取組内容

- 女性が活躍できる職場であることをパンフレット、リーフレット、ホームページ等で広報し、採用試験の応募者の増加を図ります。パンフレット、リーフレットでの広報に関しては、本組合だけでなく琴平町及びまんのう町の役場内、両町管内の中学校、高等学校等に設置します。
- 組合管内の中学校、高等学校、大学の進路指導担当、キャリアセンター等を訪問し、広報活動に取り組みます。
- 地域の救急講習、防火講話等の中で、女性が活躍できる職場であることや、現時点で男性の育児休業及び配偶者出産休暇取得を積極的に行っていることをアピールする時間を確保します。
- 女性消防職員の採用、配属に備えて、仮眠室や更衣室等の改修計画案を策定します。
- 女性活躍推進に係る意識の改革・熟成などを目的とした講義や研修等を管理職職員が積極的に受講し、意識改革の促進を図ります。

目標 2

- 令和8年度までに、育児休業取得率を75%以上とします。

取組内容

- 配偶者の出産を控える男性職員に対し、産前産後に取得できる休暇制度の周知を行います。
- 所属長をはじめとした職場全体の意識改革を促進し、職員が休暇を取得しやすい雰囲気の醸成に努めます。